



## 第2回 町議会定例会

### 公営住宅「幾寅しらかば団地」建築主体工事を

# 2億4444万円で契約

このあと議案審議に入り、株式会社南富良野町振興公社の経営状況についての報告、専決処分承認、工事請負契約、財産の取得、条例の改正、平成18年度一般会計および各特別会計補正予算など町長提出議案35件、議員提出意見書案7件が審議に付された結果、それぞれ原案のとおり可決し閉会しました。

本定例会で審議された議案は次のとおりです。

**報告**

◆株式会社南富良野町振興公社の経営状況について  
町などが出資し、町有施設の管理運営や農産物の加工販売などを業務とする株式会社南富良野町振興公社の平成17年度決算状況および平成18年度事業計画について、地方自治法の規定により報告されました。

◆町税条例の一部改正  
地方税法の改正に伴い、個人住民税の均等割および所得割の非課税限度額を計算する場合の、控除対象配偶者または扶養親族を有する方に対する加算額が「18万円」から「17万円」に引き下げられたほか、国の税源移譲施策により、住民税の所得割の税率が一律10%（町民税6%、道民税4%）に改正されました。

◆国民健康保険条例の一部改正  
平成18年度分から適用される国民健康保険税の介護納付金課税限度額について、「80,000円」を「90,000円」とするよう改正されました。

- ◆センター設置条例
- ◆金山地区コミュニティセンター設置条例
- ◆かなやま湖研修センター設置条例
- ◆落合地区多目的センター設置条例
- ◆下金山地区多目的センター設置条例
- ◆かなやま湖森林公園管理条例
- ◆かなやま湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例
- ◆かなやま湖オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例
- ◆かなやま湖ログハウス村設置条例
- ◆南富良野町物産センター設置条例
- ◆南富良野情報プラザ設置条例
- ◆除雪管理センター設置条例

平成18年第2回南富良野町議会定例会が6月21日から22日まで開催され、河原代表監査委員から監査報告、町長から「携帯電話中継局の新設について」など4件の行政報告、議会運営委員長および総務民教常任委員長、産業建設常任委員長より所管事務調査報告、行政改革等検討特別委員長より委員会調査中間報告、酒井年夫議員から、「個人情報管理のあり方について」など4件の一般質問が行われました。

◆株式会社南富良野町振興公社の経営状況について  
町などが出資し、町有施設の管理運営や農産物の加工販売などを業務とする株式会社南富良野町振興公社の平成17年度決算状況および平成18年度事業計画について、地方自治法の規定により報告されました。

◆町税条例の一部改正  
地方税法の改正に伴い、個人住民税の均等割および所得割の非課税限度額を計算する場合の、控除対象配偶者または扶養親族を有する方に対する加算額が「18万円」から「17万円」に引き下げられたほか、国の税源移譲施策により、住民税の所得割の税率が一律10%（町民税6%、道民税4%）に改正されました。

◆国民健康保険条例の一部改正  
平成18年度分から適用される国民健康保険税の介護納付金課税限度額について、「80,000円」を「90,000円」とするよう改正されました。

◆町税条例の一部改正  
地方税法の改正に伴い、個人住民税の均等割および所得割の非課税限度額を計算する場合の、控除対象配偶者または扶養親族を有する方に対する加算額が「18万円」から「17万円」に引き下げられたほか、国の税源移譲施策により、住民税の所得割の税率が一律10%（町民税6%、道民税4%）に改正されました。

◆国民健康保険条例の一部改正  
平成18年度分から適用される国民健康保険税の介護納付金課税限度額について、「80,000円」を「90,000円」とするよう改正されました。

◆かなやま湖スポーツ研修センター設置条例

◆かなやま湖ログハウス村設置条例

◆南富良野町物産センター設置条例

◆南富良野情報プラザ設置条例

◆除雪管理センター設置条例

( )DV（ドメスティック・バイオレンス）  
= 配偶者や恋人など親密な関係の男性から女性に向けられる暴力

### その他の議決

◆富良野地区介護認定審査会規約  
介護認定審査会で新たに障害認定審査を行うことに伴い、委員定数を「20人」から「25人」とするよう、規約の一部が改正されました。

◆北海道市町村総合事務組合規約  
本組合に収入役を置かないことができるよう本規約の一部が変更されました。

◆工事請負契約

公営住宅幾寅しらかば団地建設に伴う建築主体工事を、契約金額2億4,444万円でアラタ・永井特定建設工事共同企業体（代表者・株式会社アラタ工業上富良野町）、構成員・株式会社永井工務店（下金山）と契約することで可決されました。

◆工事請負契約  
落合地区簡易水道施設整備に伴う浄水場新設工事を、契約金額6,259万5,000円で小松・南富林建特定建設工事共同企業体（代表者・小松建設工業株式会社（幾寅）、構成員・南富林建有限会社（幾寅））と契約することで可決されました。

◆財産の取得及び処分  
畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により設置する家畜保護施設（416㎡）を、契約金額6,775万8千円で、財団法人北海道農業開発公社（札幌市）から取得し、本事業参加者に対し平成22年3月31日までに処分することで可決されました。

◆固定資産評価審査委員会委員の選任  
平成18年6月26日をもって任期満了となる永井博氏（下金山）を引き続き選任することに同意されました。

・2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元を求める意見書

・出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

### 意見書の可決

◆総合行政情報システム1式を、契約金額3,097万5千円で、北海道市町村備荒資金組合（札幌市）から取得することで可決されました。

◆財産の取得  
除雪ドーザー13台、車輪車汎用プラウ・簡易脱着装置付）1台を、契約金額1,407万円で、日立建機株式会社富良野営業所（富良野市）から取得することで可

◆道路整備に関する意見書  
・米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書  
・「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書  
・教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書  
・自治体財政の充実、強化を求める意見書

### 町長の行政報告

携帯電話中継局の新設について  
NTTドコモが、携帯電話の東鹿越地域をカバーするための中継局新設を計画するにあたり、4月中旬に、町有地を使用させて欲しい旨の申し出がありました。  
中継局新設の場所については、旧肉牛センター基地付近の道々金山幾寅停車場線沿いで、使用希望面積は約400㎡、中継局の高さは約30mとのことでありました。町としても携帯電話通信エリアの盲点解消は重要と考え、将来の当該町有地の活用にも支障を来たさななどの判断から、携帯電話中継局新設のための町有地使用を認める旨、NTTド

コモに回答したところです。なお、通話サービスの開始は、本年9月を予定しているため、7月には工事に着手したいとのことであり、ます。  
その他の行政報告（項目のみ）  
株式会社佐藤工務店の破産に伴うその後の経過について  
郵便局の業務形態などの変更について  
沖縄県本部町への町長の表敬訪問について

### 平成18年度各会計補正予算（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
一般会計	3,783,476	8,168	3,791,644
国民健康保険事業特別会計	316,386	174	316,560
老人保健特別会計	393,331	6,522	399,853
介護保険特別会計	189,429	10,541	199,970
介護サービス事業特別会計	257,530	114	257,644
簡易水道事業特別会計	231,878		231,878
公共下水道事業特別会計	204,698		204,698